

## 再生利用業者の変更届について

一般廃棄物再生利用業申請事項等変更届出書に変更内容を明記し、変更から10日以内に下記の書類を添付して提出してください(正副各1部)。

ただし、履歴事項全部証明書の提出を伴う変更の場合は、変更から30日以内の提出で構いません。

必要な添付書類	変更内容			
	名称又は所在地	役員	車両	従業員
履歴事項全部証明書(※1)	○	○	-	-
印鑑証明書(※1)	○	△ (代表者変更の場合)	-	-
定款又は寄付行為	○	△ (代表者変更の場合)	-	-
新旧一覧表	-	○	○	○
住民票の写し(※1) (本籍地記載のもので、マイナンバーの記載がないもの)	-	△ (新規役員の場合)	-	-
登記されていないことの証明書(※1)	-	△ (新規役員の場合)	-	-
履歴書(写真不要)	-	△ (新規役員の場合)	-	-
車検証の写し(※2) (借用の場合は、併せて契約書の写し等)	-	-	○	-
自動車保険証券の写し	-	-	○	-
車両の写真(※3)	-	-	○	-
誓約書	○	○	-	-
現在の許可証	○	△ (代表者変更の場合)	-	-

※1 発行から3か月以内のもの。

※2 電子車検証の場合は自動車検査記録事項の写し又は電子車検証を専用読取アプリにて読み込んだ車検証情報を出力したのもを添付してください。

※3 車番が識別可能な前面及び側面のカラー写真を添付してください。

内容により、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

その他の変更については、資源循環推進課までお問い合わせください。